

## 「第344回 判例・事例研究会」

債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないとした事例

日 時	令和2年7月1日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 湊 信 明

### 【判例】

<b>事件の表示</b>	事 件 名 請求異議事件 事 件 番 号 平成30年（受）第1137号 判 決 最高裁判所第一小法廷（令和1年9月19日）
<b>事案の概要</b>	Yは、平成12月4月17日、Xに対し、弁済期を同年8月27日として336万円を貸し付けた（以下、この貸付に係る債権を本件貸金債権という）。XとYの間で、同年8月22日、本件貸金債権について金銭消費貸借契約公正証書が作成された（以下、本件公正証書という。）本件公正証書には、Xが本件公正証書記載の債務の履行を遅滞したときは直ちに強制執行に服する旨が記載されていた。Yは、平成20年6月23日頃、鹿児島地方裁判所に対し、本件公正証書を債務名義とし、本件貸金債権を請求債権として、XのA銀行に対する貯金債権の差押えを申し立て、その頃、これを容認する債権差押命令が発せられ、同年7月3日までにAに送達された。同年4日、Aは、差押債権として通常貯金2件 1,032円が存在することなどを

	<p>記載した陳述書を裁判所に提出した。しかし、本件債権差押命令申立ての時点において、Xは同申立書記載の債務者住所に居住しておらず、本件債権差押命令正本がXに送達されなかった。</p> <p>Yは、平成28年6月8日頃、本件公正証書を債務名義として、Xを債務者、本件貸金返還請求権等（これには本来の時効期間経過後に累積した遅延損害金も含まれていた）を請求債権とする差押えの申立てをした。Xは、本件公正証書記載の貸金返還請求権が消滅時効の援用により消滅したと主張して請求異議の訴えを提起した。</p>
<p><b>第一審・原審</b></p>	<p>第一審は、民法155条の趣旨を類推し、本件債権差押命令による本件貸金債権の時効中断が生じていないとした。</p> <p>原審も、民法155条の法意に照らして、本件債権差押命令による本件貸金債権の時効中断が生じていないとした。</p> <p>Yより上告。</p>
<p><b>判 旨</b></p>	<p>破棄自判。</p> <p>「民法155条は、差押え等による時効中断の効力が中断行為の当事者及びその承継人に対してのみ及ぶとした同法148条の原則を修正して差押え等による時効中断の効力を当該中断行為の当事者及びその承継人以外で時効の利益を受ける者に及ぼす場合において、その者が不測の不利益を被ることのないよう、その者に対する通知を要することとした規定であると解され（最高裁昭和47年（オ）第723号同50年11月21日第二小法廷判決・民事29巻10号1537頁参照）、差押え等による時効中断の効力を当該中断行為の当事者又はその承継人に生じさせるためい、その者が当該差押え等を了知し得る状態に置かれることを要するとする趣旨のものであると解することはできない。しかるころ、債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断において、その債務者は、中断行為の当事者にほかならない。したがって、上記中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないと解するのが相当である。」</p>

